

民間企業等での管理職経験者を対象とした 令和6年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立学校又は県立高等学校の校長採用候補者として選考するために行う。

2 求められる民間人校長像

民間企業等で培った柔軟な発想や企画力、組織運営能力を有し、教職員の意識改革及び学校組織の改革への意欲に富んでいる者

3 募集内容

- (1) 人数 1人（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 令和6年1月
大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、令和6年4月1日に大分県市町村立学校又は大分県立高等学校の校長として任用する予定である。

4 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和41年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者
- (5) 令和2年度、令和3年度及び令和4年度実施の本試験をいずれも受験していない者
- (6) 出願時点で、公務員及び国公立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (7) 県内のどこにでも赴任できる者

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

（校長・教員の欠格事由）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。
- (2) 指導力に富み、マネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

6 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和5年7月26日(水)から8月16日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「校長選考試験願書在中」と朱書きすること。

① 持参による場合	・6の(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
② 郵送による場合	・簡易書留とすること。 ・令和5年8月16日(水)の消印のあるものまでを有効とする。

(2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班 (大分県庁舎別館7階)
郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
電話(097)506-5518

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書(様式1)	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	自己アピール書(様式2)	・必要事項を記入すること。
③	レポート (A4判 縦長、横書き、 2,000字程度) (様式3)	・テーマ「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められています。この中で期待された成果を挙げるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。
④	返信用封筒 (第1次選考結果通知用)	・354円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きし、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とする。

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。
イ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

7 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内容等
書類選考	提出書類による。

(2) 選考結果

第1次選考の結果は、令和5年8月28日(月)午前9時、第1次選考の合格者の受験番号を大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

8 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。
なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

令和5年9月3日（日）

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選 考	内 容 等
面 接 I	個人面接（自己アピール書及びレポートの内容に関する面接）
面 接 II	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、令和5年9月11日（月）午前9時、第2次選考の合格者の受験番号を大分県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

（注意）第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としなないことがある。

9 得点等の送付

受験者全員に対して、第1次試験の総合点及び第2次試験の総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

- (1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。
- (2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

（参考）

- (1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

（参考）職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料（令和4年10月3日勧告）

小・中学校長の平均給料月額（基本給） 442,082円

〃 平均給与月額（基本給及び諸手当） 512,294円

- (2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、営利企業等への従事は原則として認められない。
- (3) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年大分県条例第13号）の規定が適用される。ただし、本選考試験により校長として任用された者は、特例任用校長として任用される資格を有する者とみなす。

【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電 話 097-506-5517

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>